

1 条例改正の趣旨

尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）で目指すこととしている循環型社会の形成や、生活環境の保全等を図るため、資源物の持ち去り禁止規定の追加を含む尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び尼崎市立クリーンセンター条例の一部改正を行います。

2 条例改正の背景等

(1) 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の概要

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を補完するために、尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第21号）を制定し、廃棄物の適正処理等に取り組んできました。

(2) 背景・問題点

ア 循環型社会の形成に向けた一層のごみ減量

- 社会の変化に伴い廃棄物行政には、適正処理の確保だけでなく、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会を見直し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底により環境負荷が低減された循環型社会の形成や、脱炭素社会の実現が求められています。
- 本市では、経済的かつ効率的なごみ処理体制を構築するため、令和13年度までに焼却施設の集約を伴うごみ処理施設の更新を予定しており、安定したごみ処理を行っていくためにも、継続したごみの減量化と適正処理の推進が必要です。

イ 共同住宅におけるごみ出しマナーと資源物の持ち去り

- 共同住宅におけるごみ集積所の管理不良やごみ出しマナー、また、ごみとして出された資源物（缶・紙類など）の持ち去り行為については、定期的に市に苦情が寄せられており、これらの行為による周辺的生活環境・公衆衛生の悪化や、間接的に市民の減量・リサイクルへの協力意識が低下することを懸念しています。

(3) 対応の方向性

- 循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に向けては、3Rの中で最優先の取組であるリデュース（ごみとしない取組）を一層推進していく必要があります。それには、市による事業の実施だけでなく、製造・小売等の事業者の取組に加え、消費者である市民もライフスタイルを転換するなど、各主体が行うべき責務や義務のもと協力し取り組んでいく必要があります。
- リサイクル可能な資源物や本市では処理していない廃棄物がごみ焼却施設に搬入されており、これらを削減するために、ごみの分別・出し方やごみ処理施設への搬入に関するルールを明確化し、不適正排出・不適正搬入を防止する取組が必要です。
- 共同住宅においては、所有者・管理者や居住者が、適正な施設の管理やごみ出しを行うようにするために、新たに施設の管理責任等を明確化するルールを設定する必要があります。
- ごみとして排出された資源物の持ち去り行為については、その防止を図り、市としての廃棄物処理の責務を果たすとともに、市民の健康で快適な生活を確保する必要があります。

(4) 条例改正の必要性

循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、行政、各主体のごみ減量等の取組を継続的に進めるとともに、資源物の持ち去り防止等といった現在抱えているごみに関する課題を解決するためには、各主体の責務の明確化や、守るべきルールとしての義務を定める必要があります。

そこで、本市のごみの処理等に関して必要な事項を定めている尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び関連する尼崎市立クリーンセンター条例を改正し、それらを定めることとします。

3 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正の骨子

(1) 条例の目的

生活環境の保全、公衆衛生の向上及び循環型社会の形成を図ることを条例の目的とします。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

3Rの促進による廃棄物の減量推進及び廃棄物の適正処理のために必要な施策を実施しなければならないことや、再生利用可能な物を使用する等、廃棄物の減量に向けて実施に努めなければならない事項を定めます。

イ 事業者の責務

3Rを促進することにより廃棄物の減量に努めることや、簡易な包装の推進等、廃棄物の減量に向けて実施に努めなければならない事項を定めます。

ウ 市民の責務

3Rを図ることにより廃棄物の減量に努めることや、廃棄物の減量に配慮した商品の選択等、廃棄物の減量に向けて実施に努めなければならない事項を定めます。

(3) 大規模な事業用建築物における廃棄物の減量等の推進

ア 減量計画の作成、廃棄物管理責任者の選任等

- 大規模な事業用建築物（以下「特定事業用建築物」といいます。）の所有者又は特定事業用建築物の全部の管理について権原を有する者（以下「特定事業用建築物の所有者等」といいます。）は、当該建築物から生じる事業系廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書（以下「減量計画」といいます。）を作成し、市長に提出するものとします。

特定事業用建築物としては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく特定建築物と「大規模小売店舗立地法」に基づく大規模小売店舗を対象とすることを想定しています。
- 特定事業用建築物の所有者等は、廃棄物の減量等に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出るものとします。

イ 指導、勧告等

- 市長は、減量計画の作成や廃棄物管理責任者の選任等に関し必要があると認めるときは、特定事業用建築物の所有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができるものとします。また、指導に従わないときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告できるものとします。

(4) 廃棄物の分別排出等の推進

ア 家庭系廃棄物の排出

事業者以外の土地又は建物の占有者（市民など）は、家庭系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って排出するものとします。

イ 事業系一般廃棄物の排出

事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従って排出し、処理するものとします。

ウ 指導、勧告、命令

- 市長は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分等に従わずに廃棄物を排出等した占有者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができるものとします。
- 市長は、指導を受けた者がその指導に従わないときは、その者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。
- 市長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう命令することができるものとします。

エ 命令違反に対する公表、罰則

- 市長は、命令を受けた事業者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができるものとします。
- 命令を受けた日から1年以内に、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分等に従わずに廃棄物を排出等した者に対して、2千円以下の過料を科す規定を設けます。

(5) 共同住宅のごみ集積所の清潔の保持等

ア 居住者へのごみの排出方法の周知等

共同住宅の所有者又は管理者（以下「共同住宅の所有者等」といいます。）は、居住者に対し、家庭系廃棄物の分別区分、排出日時及び排出方法を本市と連携して周知するとともに、当該共同住宅の所有者等が設けたごみ集積所の適正な管理等について指導するものとします。

イ ごみ集積所の清掃等

共同住宅の所有者等は、清掃を行うこと等により、ごみ集積所を適正に管理するものとします。

ウ 指導、勧告

- 市長は、ごみ集積所を適正に管理しない共同住宅の所有者等に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができるものとします。
- 市長は、指導を受けた者がその指導に従わないときは、その者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

(6) 資源物の持ち去り禁止

ア 収集、運搬又は保管等の禁止

- 行政回収

市、市から収集又は運搬の委託を受けた者及びその他市長が認めた者以外の者が、一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集される家庭系廃棄物で、紙類、缶等を収集、運搬又は保管すること等を禁止します。

その他市長が認めた者としては、「紙類・衣類」の収集を行っている「紙資源回収協力事業者」を対象とすることを想定しています。
- 集団回収

集団回収団体を構成する者及び集団回収団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者が、集団回収のために持ち出された紙類、缶を収集、運搬又は保管すること等を禁止します。

イ 収集、運搬又は保管等の禁止の対象とする品目

- 行政回収

紙類、缶、フライパン等の金属製のごみ、小型家電等の電気機械器具
- 集団回収

紙類、缶

ウ 指導、勧告、命令

- 市長は、禁止した収集、運搬又は保管等の行為（以下「禁止行為」といいます。）をしていると認める者に対して、禁止行為を行わないよう指導することができるものとします。
- 市長は、指導を受けた者が禁止行為をしていると認めるときは、その者に対して、禁止行為を行わないよう勧告することができるものとします。
- 市長は、勧告を受けた者が禁止行為をしていると認めるときは、その者に対して、禁止行為を行わないよう命令することができるものとします。

エ 命令違反に対する罰則

- 命令に違反した者に対して、20万円以下の罰金を科す規定を設けます。
- 持ち去りを行った当事者だけでなく、行為を行うために雇用している法人等についても、20万円以下の罰金を科す規定を設けます。（両罰規定）

(7) 報告の徴収、立入調査等

ア 報告の徴収

市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等に対し、必要な報告を求めることができるものとします。

イ 立入調査等

市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、建物等に立ち入り、必要な調査等をさせることができるものとします。

(8) 条例の名称

条例の名称についても、目的の改正に伴い「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に変更します。

4 尼崎市立クリーンセンター条例改正の骨子

(1) 一般廃棄物の搬入基準

- クリーンセンターの使用許可を受けた者は、市長が別に定める一般廃棄物の搬入基準に従うものとします。
- 市長は、クリーンセンターの使用許可を受けた者が一般廃棄物の搬入基準に従わないときは、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができるものとします。
- 市長は、搬入基準に従わないことを繰り返した者に対して、必要な措置等を講ずるよう勧告することができるものとします。

(2) 許可の取消し等

- 市長は、クリーンセンターの使用許可を受けた者が、次のいずれか該当するときは、収集運搬器材等のクリーンセンターでの使用の停止若しくは許可の停止を命じ、又は許可を取消すことができるものとします。
- ・クリーンセンターの施設を損傷し、その機能に障害を与えるような行為をしたとき
 - ・使用料を指定期日までに納付しないとき
 - ・勧告に従わないとき
 - ・その他市長の指示に従わないとき

(3) 使用者の守るべき事項

- クリーンセンターを使用する者は、次の事項を守るものとします。

- ・許可を受けた廃棄物以外のものをクリーンセンターに搬入しないこと
 - ・廃棄物の搬入に際して、廃棄物が飛散、流出しないよう防止し、クリーンセンター内をみだりに汚さないこと
 - ・所定の場所以外に出入りしないこと
 - ・クリーンセンターの機能に支障をおよぼすような行為をしないこと
 - ・その他市長の指示に反しないこと
- 市長は、順守規定を守らない者に対し、クリーンセンターの使用を拒否し、又は退場を命ずることができるものとします。